

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	越生町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.ogose.saitama.jp/chousei/keikaku/mynumber/index.html">http://www.town.ogose.saitama.jp/chousei/keikaku/mynumber/index.html</a>

執行機関名 越生町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。)又はこれに準ずる施設として町長が認めるもの(以下この項において「幼稚園」という。)の設置者に対する補助金であって、当該設置者が行う当該幼稚園等において保育する幼児に係る授業料その他の費用の減額又は免除に対するものの交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		越生町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第三の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。)又はこれに準ずる施設として町長が認めるもの(以下この項において「幼稚園」という。)の設置者に対する補助金であって、当該設置者が行う当該幼稚園等において保育する幼児に係る授業料その他の費用の減額又は免除に対するものの交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和53年教委規則第2号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、越生町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について、必要な事項を定め、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和53年教委規則第2号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)受給資格の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	補助金の交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
備考		